

谷口委員

私の方から何点かお伺いしたいと思います。時間も限られておりますので端的に伺ってまいりたいと思いますけれども、まず最初に、青少年のネット被害についてお伺いします。

先日の本会議の一般質問でも質問させていただきましたけれども、今、有害サイトに絡んで被害に遭う子供たちもかなり急速に増えてきているという中で、またその一方で技術もすごいスピードで発展してきて、対策がイタチごっこになってきている部分もあると思いますけれども、その点に関してお伺いしていきたいと思います。

本会議で知事から、九都県市共同で一定の基準を満たした携帯電話機種や機能等を推奨するという仕組みをつくるという御答弁がありましたけれども、具体的にどういう方法でどういう携帯電話を推奨していくのか、その基準や手続について、まずお伺いしたいと思います。

青少年課長

九都県市による携帯電話の推奨制度につきましては、青少年がインターネットを通じて有害情報を得ることがないということなど、青少年に配慮した機能を有していると認められている携帯電話を九都県市共同で推奨することによってございます。この仕組みは、推奨することで、保護者が青少年に携帯を持たせる場合に、機種や機能を安心して選ぶための目安、それから参考としてもらうということによってございまして、もちろん青少年に携帯電話を持つことを勧めるという制度ではございません。この推奨基準では、もっぱら保護者との連絡用としての利用期としておおむね小学生程度という時期と、インターネット利用学習期という形で、おおむね中学生以上に区分して定めてございます。

具体的に簡単に申し上げますと、おおむね小学生程度の基準といたしましては、保護者が登録した相手以外との通話やメールができないということ。それからまた、ウェブサイトを利用することができないということ、さらに、通話やメールの回数等を制限できるということなどが、おおむね小学生程度の基準となっております。

また、おおむね中学生以上の基準といたしましては、通話やメールの相手方が制限可能であるということ。また、安全が確認されたウェブサイトしか利用できない、いわゆるホワイトリスト方式ということです。それから、深夜など利用できない時間帯が設定できること。さらに、実はここがポイントですけれども、保護者がパソコンなどから利用状況を把握できるという機能を有していることを基準としてございます。

また、手続についてのお尋ねがございましたけれども、推奨手続といたしましては、まず、携帯電話の事業者が、事務局は東京都がやっておりますけれども、東京都に申請書を提出いたします。東京都が外部の有識者で構成する審査会の意見を聞きまして審査をいたします。その上で東京都がその審査結果を東京都以外の八県市に連絡をいたしまして、九都県市が足並みをそろえて推奨を決定すると、こういった流れとなっております。

谷口委員

特に今の、親がパソコンで、子供がどういうサイトを見ているのかを見られるというのは、非常に子供にとっては抑止効果がある。そういう意味で非常に良い取組だと思います。

次に、これも一般質問の中でもお話しさせていただきましたけれども、今、スマートフォンも普及をしていて、電車へ乗っていても結構中高生がiPhoneを持っていたり、アンドロイド携帯を持っていたり、それから、携帯ゲーム機とか、携帯型の音楽プレーヤーなんかもWi-Fiにつながるといことで中高生の間でもかなり普及してきています。ただ、ここについては、親もそんなものがインターネットにつながるといことを知らなかったりという事情があると思います。そういう中で県としてもこの辺の取組を強化していく必要があると思うんですけれども、どんな対応が必要になると考えているのか、まず伺います。

青少年課長

携帯型ゲーム機でありますとかスマートフォンのフィルタリングの現状について申し上げますと、まず、携帯型ゲーム機にフィルタリングを設定するには、利用者が有料でフィルタリングのソフトを購入するなどして、なおかつ自分で設定する必要がございます。また、インターネット接続やフィルタリングの設定方法などは、分厚い取扱説明書の後ろの方に少しだけ載っているというような状況がございまして、非常に分かりにくい状態になっておりまして、多くの保護者は単にゲーム機を子供に購入したつもりでいるという状況になっておりまして、インターネットに接続できることまでは知らない場合が多いというのが実情でございます。

また、スマートフォンにつきましては、携帯電話回線を経由してインターネットに接続する場合は携帯電話と同様にフィルタリングを設定できますけれども、委員のお話にありましたWi-Fiなど無線LANの接続につきましては、フィルタリングの設定ができない場合も非常に多い状況にあるということでございます。

それでは、対策としてどうかということですが、仮にスマートフォンとか携帯型ゲーム機に自治体が独自にフィルタリングを義務付けた場合は、その県内の販売分のみの価格が高くなってしまいうことで、最終的には他県で購入されてしまうといった問題も出てまいりますので、私どもといたしましては、法で義務付けるなど国による全国一律の対応がどうしても必要ではないかと考えております。ただ、そうは申しても国に法改正を要望するのはもちろんでございますけれども、国の法改正を待つだけではなくて、九都県市共同で、日々進歩していく技術への事業者の取組状況、こちらを把握しながら有効な対策を講じていく必要があるものと考えております。

すぐにでも可能な取組といたしましては、保護者への周知ということがございますけれども、九都県市では既に共同でポスターを作成し、配布もしております。

今後につきましては、この間合意を得たところでございますけれども、各自自治体のホームページでもそれぞれ周知をしていきたいと思いますということになって

おりまして、引き続き九都県市共同で取組を進めまして、保護者、子供とも有害情報に接しない状況となるような周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

谷口委員

本会議の方でも、引き続き九都県市についてはしっかりと進めていくということで、今御答弁にもありましたけれども、やはり親が知らないというところをどうクリアしていくかという、非常に大きな課題だと思いますので、ホームページを使ったり、あらゆる手を使って、今、もう既にチラシ、ポスター等で作っていただいていますけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

本来これは国がルールをつくって、もしくは法改正をしてしっかりとやっていくべきなんですけれども、なかなかいろいろな、恐らく規制をすることによって産業の成長が止まってしまうとか、様々な課題があるとは思いますが、自治体としては、まずこの九都県市でしっかりと先進的な取組をしていただいて、そして首都圏が何か起こせば、それが全国へ広がっていくと思いますので、そういう意味でしっかりと先進的な取組を進めていっていただきたいと思います。恐らく神奈川県がその中でも先進的なリーダー役を果たしていくと思いますけれども、さらに他のところを引っ張っていただけるようお願いをしたいと思います。

次に、災害ボランティアの支援のところでもありますけれども、これについては本会議の代表質問で、我が党の小野寺議員がいくつか災害のボランティアの支援について質問させていただいて、知事からも前向きな答弁を頂きました。

ちょっと細かくいくつか伺っていききたいと思いますけれども、まず、答弁の中で知事からいくつか課題が示されました。その中でまず第1点目に、震災直後からしばらくの間、ボランティアへの参加を希望する県民の声に迅速に応えることができなかったと、その理由としては被災地からの情報がなかなか入手できなかったということが挙げられております。本県が被災した場合に当てはめてみると、被災後速やかにボランティア支援に関する情報を県の内外に発信していくという体制を整えることが重要だと思いますけれども、この点、現時点でどういうふうに考えるのでしょうか。

NPO協働推進課長

被災直後のボランティア支援に対する状況ということで、現在の支援の体制ということでございました。本県において災害が発生した場合におきましては、災害対策本部の設置と連動いたしまして、かながわ県民活動サポートセンターの中に神奈川県災害救援ボランティア支援センターを設置するとしております。この支援センターでは、県社協や共同募金会などと連携をとりまして、災害救援ボランティア支援に対する被災地ニーズがどのようなものであるかということ把握するとともに、実際に救援活動を行う災害救援ボランティアに対する情報提供を行う。さらに、他県などから災害救援ボランティアを受け入れる場合には、受入れをするボランティアの方々に効果的に活動していただけるよう、支援を必要とする現場との調整を行うとともに、必要に応じて活動の場を提供するサポート支援を行うこととなっております。

今回の大震災におきましては、被災地であります宮城県や岩手県などにおきまして市街地がほぼ壊滅状態になったという、非常に激甚な被害を受けたところが多く、各市町村での被害状況を把握するのが困難であったために、県レベルの広域的な支援拠点においても被災地のニーズの把握が十分できなかった。そのために県外に対する情報提供がなかなかできなかったという状況がございました。こうしたことを鑑みまして、また本県で今切迫性が指摘されます県西部地震とか、首都直下型地震など、そういった状況に備えていくということで、今回の経験や反省を基にいたしまして、本県が被災した場合の、被災地ニーズの速やかな把握方法を検討するとともに、横浜西口の県民活動サポートセンターが大きな被害を受けた場合の代替施設の確保なども含めて検討していかなければいけないと思っております。

谷口委員

それから、これまでの災害救援ボランティア団体が、県外で活動している子育て、それから介護など他の分野のNPOとネットワークを持っていなかったため、NPOが持っている様々な支援の力を被災地に届けるための組織的な対応ができなかったことというふうに2点目として挙げておられます。この点についてはどういう改善を図っていこうと考えられているのでしょうか。

NPO協働推進課長

今回、災害救援の活動をしていただきました神奈川災害ボランティアネットワークは、各地域の災害救援のネットワーク組織と、それから個人単位による組織でございますけれども、残念ながら、日頃、災害以外の、例えば子育てですとか介護ですとか、そういった災害以外にいろいろ活動されている団体との交流というものは、必ずしも活発に行われているという状況ではございませんでした。

しかしながら、被災地、被災者の支援ニーズが、今後、復旧、復興ニーズに変化していくのに伴って、例えば仮設住宅での一人住まいのお年寄りの介護ですとか被災したお子さんの心のケアなど様々なニーズが多様化してくると、これらのニーズに対応していく力を有するのは、やはりそうした分野で活動している団体ということで、こうした分野において県内で活動し、実績を上げているNPOの方々の力を被災地に届けていくことが大変重要だろうと考えております。このことから、今後は市町村や県社協などの協力をいただきながら、県内で日常的に活動しながらも、災害時には災害救援に活躍できる、そういったNPOを掘り起こして、例えばデータベース化をしていくなどして、情報の把握、収集に努めていくといったことが一つ重要であると考えております。

また、それらのNPOが実際に災害救援の場面で災害救援ボランティアと連携して取り組んでいただくことができるように、例えば災害救援ボランティアの方々が活動報告会を行ったり、NPOへの参加を呼び掛けたり、一般のNPOと災害救援のボランティアの団体との交流会を開催するなどの取組について検討していきたいと思っております。

谷口委員

今の点、非常に大事なことだと思うんですけども、今後、そういうきっちりした枠組みというか、連携の形での仕組みづくりについて考えているのでしょうか。

NPO協働推進課長

今、一つの取組の例ということで申し上げましたけれども、取組そのものはボランティア団体が主体になるものでございまして、ボランティア団体も、その時々で団体の取組内容や状況というのは変化してまいりますので、きっちり固めてというよりは、その時々ボランティア団体の状況を見ながら、その辺のネットワークづくりについて、適切な対応をしていきたいと思っております。

谷口委員

しっかりした計画がないと、なし崩しに、結局余り進まなかったということもあり得るかと思うので、しっかりお願いしたいと思います。

それで、知事が三つ目の課題として挙げられていたのが、災害救援ボランティアの団体の側から、更なる支援の拡充の声が寄せられているということでしたけれども、具体的にどういう要望が出ていて、それに対して県としてどう対応していこうと考えているのかお伺いしたいと思います。

NPO協働推進課長

災害救援ボランティアの団体の方からは、活動の場の提供ですとか、被災地への足の確保、活動のための資機材の提供、活動資金の提供といったことについて、いろいろ御要望を頂いているところでございまして、例えば資機材に関しては、県の建設業協会などから寄附を頂くなどして、スコップや土のう袋などの資機材を提供したりとか、活動の場所を確保したりとか、いろいろな支援をしてきたところでございます。資機材に関しましては、今回は提供に多少手間取ったという面もございましたが、今後はこれらの資機材が発災とともに迅速に確保できるように、県内の市町村とも連携した資機材の備蓄、あるいは備蓄情報の共有化といったことに取り組んでいきたいと考えております。

また、活動資金についてでございますけれども、現時点では災害救援のために特化した活動資金提供というものではございませんけれども、今回の災害に当たりましては、かながわ東日本大震災ボランティアステーション事業ということで、災害救援ボランティア支援団体等と協働して取り組むということで、例えば国の緊急雇用基金を活用して非常勤職員を確保して人的なサポートをするとか、あるいはバス協会との連携により、経費の負担を軽減するとか、いろいろな措置を研究して行ってきました。

今後ということですが、やはりそうした災害救援に特化した資金提供をしていくということについては、現在の財政状況を考えましてもなかなか厳しいのかなと思っておりますけれども、ただ、ボランティア活動推進を目的とした基金21について、協働事業負担金というのがございますけれども、地域の緊急課題等に対応するための課題部門を新設することも検討中でございますので、こうした仕組みの活用なども含めまして、NPOのボランティア活動の取組について様々な支援の在り方について検討してまいります。

谷口委員

その新設の方も含めてしっかりとした取組をお願いしたいと思います。

この前、震災対策調査特別委員会でボランティア団体の方からお話をお伺いしましたが、資金面でかなり大変だということで、NPOの法人化ということも視野に入れているようでありますので、今回出されているNPOの税制の話も含めて、資金面でしっかりした基礎をつくってやっていくためには法人化ということも一つの手ではあると思いますので、県としてもしっかりサポートをお願いしたいと思います。

もう一つ、小野寺議員から、受援力という、支援を受ける力についてのお話をさせていただいて、知事からは、遠野市の事例を参考にして検討するというふうに言われておりますけれども、具体的にどういふ点を参考にしてこの受援力を高めていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

NPO協働推進課長

今回、遠野市は非常に大きな受援力を発揮したというところでございますけれども、二つの側面があるかと思えます。一つは、発災したときの、被害を受けた現地市町村の後背地としての後方支援があり、遠野市の場合は、津波被害を受けた沿岸部への後方支援拠点ということをあらかじめ想定して、そうした備えを進めていたということがございます。

それからまた、それに伴いまして、外部からの、県外からのいろいろな団体、ボランティア等の団体の支援について積極的に受入態勢を整えていたことがございます。こうした点が特に今回の遠野市の参考になるところであるし、また、私どものかながわ金太郎ハウスの立ち上げの際には、市有地を無償提供していただいたということもありました。こうしたことも含めまして、様々な県外からのボランティア団体の支援を受ける力、それをあらかじめ構築しておくことによって、本県が被災した場合の受容力を高めることが必要であり、今後、そうした体制づくりについて、遠野市の事例を参考にしながら、県の各局や県内の市町村、それから社会福祉協議会等と連携して検討を行い、いざ発災した際には、これらの仕組みを即座に立ち上げることができるよう取り組んでまいりたいと思います。

谷口委員

今まで4点、様々な課題についてお伺いしてきましたけれども、知事からは、こうした課題について検証して地域防災計画に反映していくというお話がありました。小野寺議員からも、地域防災計画にボランティアの活動についてしっかりと書き込んでくれという要望をさせていただきましたけれども、この点についてどういふ検討をされているかお伺いしたいと思います。

NPO協働推進課長

全庁の地域防災計画見直しのスケジュールといたしましては、安全防災局が中心となりまして、東日本大震災に対応して発足いたしました有識者による神奈川県地震災害対策検証委員会や、県、市町村の地震災害対策検討会議などで検討を行いまして、国の災害防災基本計画の見直し動向も参考にしながら、最終的には今年度末か、あるいは年度明け早々に、県の防災会議において決定していくというようなことを伺っております。

県民局といたしましては、今回の災害支援ボランティアに対する支援の取組の成果や課題について検証し、それらの課題等に対する対応方向について検討

を進めているところでございますけれども、まずはその状況を、今月20日に開催されます、神奈川県地震災害対策検証委員会に報告をいたしまして、さらに、災害ボランティア支援に関して関係団体等と意見交換や協議を進めさせていただきまして、今後の災害救援支援のボランティアの活動支援について、県民局として検討を進めさせていただきまして、その中から、地域防災計画にどういった形で反映できるかということについて、県の安全防災局と調整しながら進めていきたいと考えております。

谷口委員

小野寺議員からも要望させていただいたように、ボランティア活動に関する記述のところを、分量ではないですけれども、どれだけ大きく扱うかということが、どれだけ重視しているかということにつながってくると思いますので、しっかり中身を含めて充実をお願いしたいと思います。

それでもう1点、NPOに関する寄附促進の取組について伺いたいと思います。

これまでの委員会で税制上のことはもう様々な観点から質問がありましたので、私は税制度以外のところについて若干お伺いしたいと思います。

それで、先ほどありました基金21の中に、自立的活動基盤の整備を目指すボランティア団体に対する成長支援というものがありまして、それについては本当に大事な観点、面白い取組だと思うんですけれども、様々な成長団体があると思うんですね。どういう団体を支援しようと考えているのか、まずそこをお伺いします。

NPO協働推進課長

支援対象はどのような団体が対象かということでございますけれども、基本的には自らの活動基盤を強化していこうという意欲を持って、専門指導員の指導を生かして成長を図っていききたいという、全ての段階の法人ということになりますけれども、ただ、具体的なイメージとしてはいくつか考えておまして、一つには、例えばこれまで社会的弱者に対する支援だとか、いろいろな活動について、団体単独で細々と取り組んできた団体が、今後さらに行政、企業、それから他のボランティア団体と一緒に協働して活動の場を広げていききたい、ステップアップしていききたいといったケースが考えられると思います。これについては、例えば基金21と絡めて申し上げますと、協働事業負担金などの応募事業者の裾野の拡大という形につながるものと考えられます。

また、二つ目のケースとして、例えば、逆に行政からの補助や、行政と一緒に協働してきた取組を通じて、今度はそれを更にステップアップして、今度は団体の自立的な活動として展開していこうといったケースも考えられると思います。これについては、例えば、基金5箇年の協働事業に取り組んできた後のステップアップといったことは、もともと考えていくことになっているので、こうした、更に自立的な取組をサポートする、いわゆる出口対策という面でも考えられるかと思っております。

それから三つ目として、寄附についての関係でありますけれども、これから認定や、県や市町村の指定を受けて、寄附を拡大して、自立的な活動を展開し

ていこうとする、そういった団体の取組を支え、また、こうした寄附を集める支援をしていくという、こういったケースが考えられると思います。

谷口委員

実際、そういう支援を行っていける企業なり団体なりというのは、今あるんですか。

NPO協働推進課長

支援を行える者がいるかということでございますけれども、この基金21による成長支援の取組につきましては、今年度から来年度にかけて実施することになる、新しい公共の支援事業の中の、活動基盤強化プログラムという活動で、同様の取組を先行して実施するというところで準備を進めているところでございます。

これらの事業についての事業者選定は、既に公募によってさせていただきましたけれども、具体的には二つの事業者を選定したところであります。一つは資金活動確保のための戦略づくりなど、NPOに対するコンサルティングを主たる業務としております(株)ファンドレックスというところでございます。もう一つは、企業の経営革新を人材育成の分野から支援することを業務とする(株)日本能率協会マネジメントセンター。こちらの団体には、主に、財務面の強化について指示していただくことを考えております。

基金21の成長支援の取組につきましては、活動基盤強化プログラム事業を踏まえて展開していこうと考えておりますものですから、少なくともこの二つの事業者が基金21の成長支援の取組におきましても十分対応していただくことができるものと考えております。

谷口委員

最初の方の法人は、NPOの様々なコンサルタントをこれまでもやってきたということでしょうか。

NPO協働推進課長

そのとおりでございます。

谷口委員

二つ目の(株)日本能率協会マネジメントセンターの方は、これまでNPO法人について指導したことはあるのでしょうか。

NPO協働推進課長

(株)日本能率協会マネジメントセンターは、これまでは主として企業に対する財務会計の指導に実績を上げている団体ではございますけれども、NPOに対する指導というものは今回初めてでございます。

谷口委員

企業の財務面についてはやってきたけれども、NPOについては指導したことがないという、そういう法人が今回NPOの支援に入るわけですがけれども、今までやったことがないのに大丈夫なんですかね。恐らく仕組みが全然違うと思いますので、ちょっと不安な面が残るんですけれども、その点についてはいかがですか。

NPO協働推進課長



NPOに対する財務会計の指導ということでございますけれども、NPO法人の会計も発生主義による企業会計が基本となっております。ただ、収益を上げる事業ではありませんので、例えば収支計算書は活動計算書となっているなど、細かい違いが出てきておまして、そうした面の対応というところが少し課題ではございますけれども、基本は企業会計になっておりますので、まずその基本が一番しっかりしていること、これが一番重要であろうというふうに考えております。

こうした点において、(株)日本能率協会マネジメントセンターについては、非常に優れた実績、ノウハウを持っておりますので心配ないと考えております。NPOの会計指導の経験が少なく、必ずしもNPO向けのプログラムとなっていないという点については、今回選定の過程におきまして、実はこうした部分についての十分な対応をするようにということで、条件を付されたという経緯がございます。その中で、県内のNPO会計に詳しい会計士が何人かおまして、まずはそこに相談をし、その中でプログラムをしっかり見直してくださいという注文をさせていただきました。これに(株)日本能率協会マネジメントセンターはすぐにしっかり対応していただきまして、さらには実際にこれから指導していくに当たりまして、県内のNPO会計に詳しい会計士に協力をいただけるという約束も取り付けていただいたということで、そういう面で今回の事業の実施に当たっては的確な指導を行っていただけるものと確信しております。

谷口委員

しっかりとサポートをお願いします。これから実際に支援していくに当たって、県としてもしっかりと見ていただきたいと思います。

最後に、今回出ている税制上の様々な寄附の税の問題、これを含めて、やはり今日お話しさせていただいたように、NPO自身が自立してしっかりと寄附を集められる体制をつくっていくことが、これから大事になってくると思うんですけれども、先ほど他の委員からもお話がありましたように、NPO自身が、なかなか何をやっているかよく分からないという、他の県民の方々の課題もあると思います。そういう意味で、NPOへの寄附を増やしていく働き掛けとして、既にシンポジウムをやられたり、今後はキャンペーンを行っていくということですが、具体的にどういうふうに取り組んでいくのか、もう少し詳しく伺いたします。

NPO協働推進課長

寄附促進の取組に当たりまして、寄附を集める側のNPOが主体的に取り組んでいただくことが非常に重要であると思っております。そのために、今回の取組に当たりましては、NPOの関係者で構成する、かながわ寄付をすすめる委員会というものを立ち上げさせていただきまして、新しいこういった支援事業を実施するキャンペーンなどに関して、いろいろと御意見を頂きながら進めていく。さらには委員会としての取組を検討していただくということで取り組んでいる。

この寄附を促進していくためのキャンペーンといたしましては、県民の皆様がNPOに対する寄附の意義を御理解いただくだけでなく、NPOの活動そ

のものをよく知っていただき、この活動に共感して、是非その活動を応援したいという気持ちを持っていただくことが基本だと思っています。そのため、新しい公共主要事業において、今年度と来年度の2箇年にわたってキャンペーン事業を実施していきますけれども、今年度につきましては、これから年末から年度末にかけて、県内のNPOに、それぞれの団体の活動を県民の皆様にご覧いただくための体験の場ですとか、報告の場ですとか、そうしたイベントのようなものを設置していただいて、それらを新聞や鉄道広告、それから双方向のウェブサイトなどの構築により、広く県民の皆様にご案内していくといったことを進めようとしているところでございます。

谷口委員

冒頭からお話しさせていただいているように、しっかりNPO自身が自立をして、そしてしっかり寄附も集められる、資金的にも基盤的にも安定したものになっていけるように、県もしっかりと細やかなサポートをお願いしたいと思います。

他にもダムの話とLEDの話をお聞きしたんですが、時間も限られておりますので、これで私の質疑を終わります。